平成３０年（フ）第１７８号
鹿児島県鹿児島市永吉３丁目９番23号
債務者　上船　　勇
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　和哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第２４８号
埼玉県春日部市上蛭田67―１　エテルノ豊春205、住民票上の住所埼玉県春日部市中央５丁目４番地10
債務者　角谷　正男
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　真名
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２６９号
埼玉県草加市松原４丁目１番13―503号、旧住所埼玉県越谷市登戸町４番29号
債務者　及川　米子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小木　　出
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第４６６号
京都市南区吉祥院石原長田町１番地の１　桂川ハイツ５棟906号
債務者　佐藤　晴郎
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　拾井　美香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２０８５号
大阪市東淀川区豊里５―18―８―312、住民票上の住所大阪市鶴見区横堤２丁目６番３号
債務者　井田　理沙
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　枝川　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７７３号
名古屋市守山区桔梗平１丁目1501番地の２
債務者　平井　和実
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９６号
北海道上川郡東川町北町２丁目６番10―23号
債務者　斉藤　　舞
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１８号
秋田県能代市御指南町３番57号
債務者　今村良太郎
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩﨑　康宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成３０年（フ）第１４４号
宮崎市清武町加納３丁目31番地５　パープルコーポⅡ101号、前住所宮崎市源藤町南田45番地５　シャルムＫ208号
債務者　大村章太郎
1　決定年月日時　平成30年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月31日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１１９号
沖縄県中頭郡西原町字翁長543番地１　ＦＣ翁長コーポ617、住民票上の住所沖縄県うるま市字喜屋武373番地　スイコウマンション213
債務者　大山　嶺信
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙良　祐之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１１３９号
横浜市旭区今宿東町625番地
債務者　水野　久美
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植田　　薫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３２号
岐阜県土岐市駄知町1606番地の９
債務者　森本　雅一
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安井　典高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成３０年（フ）第２４６号
静岡市駿河区南町４番20―401号、旧住所静岡市葵区鷹匠２丁目15番10号鷹二山梨ビル601号
債務者　伊藤　英明
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　皓平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２８２号
静岡市駿河区泉町８番２号
債務者　米川　茂樹
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊代田雄大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１８号
京都府舞鶴市字余部上66番地の４
債務者　児島　照夫
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　行雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成３０年（フ）第１９号
京都府舞鶴市字余部上66番地の４
債務者　児島みどり
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　行雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係